

長周期地震動に関する情報検討会

多様なニーズに対応する予測情報検討ワーキンググループ

(第5回)

議 事 次 第

日時 : 平成31年1月17日(木)

10:00~12:00

場所 : 気象庁大会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 長周期地震動の予測情報に関する実証実験について

(2) 多様なニーズに対応する予測情報検討ワーキンググループの報告書について

(3) その他

3. 閉 会

(配布資料)

資料 1 : 多様なニーズに対応する長周期地震動の予測情報に関する実証実験について

資料 2 - 1 : 多様なニーズに対応する予測情報検討ワーキンググループ報告書(概要)(案)

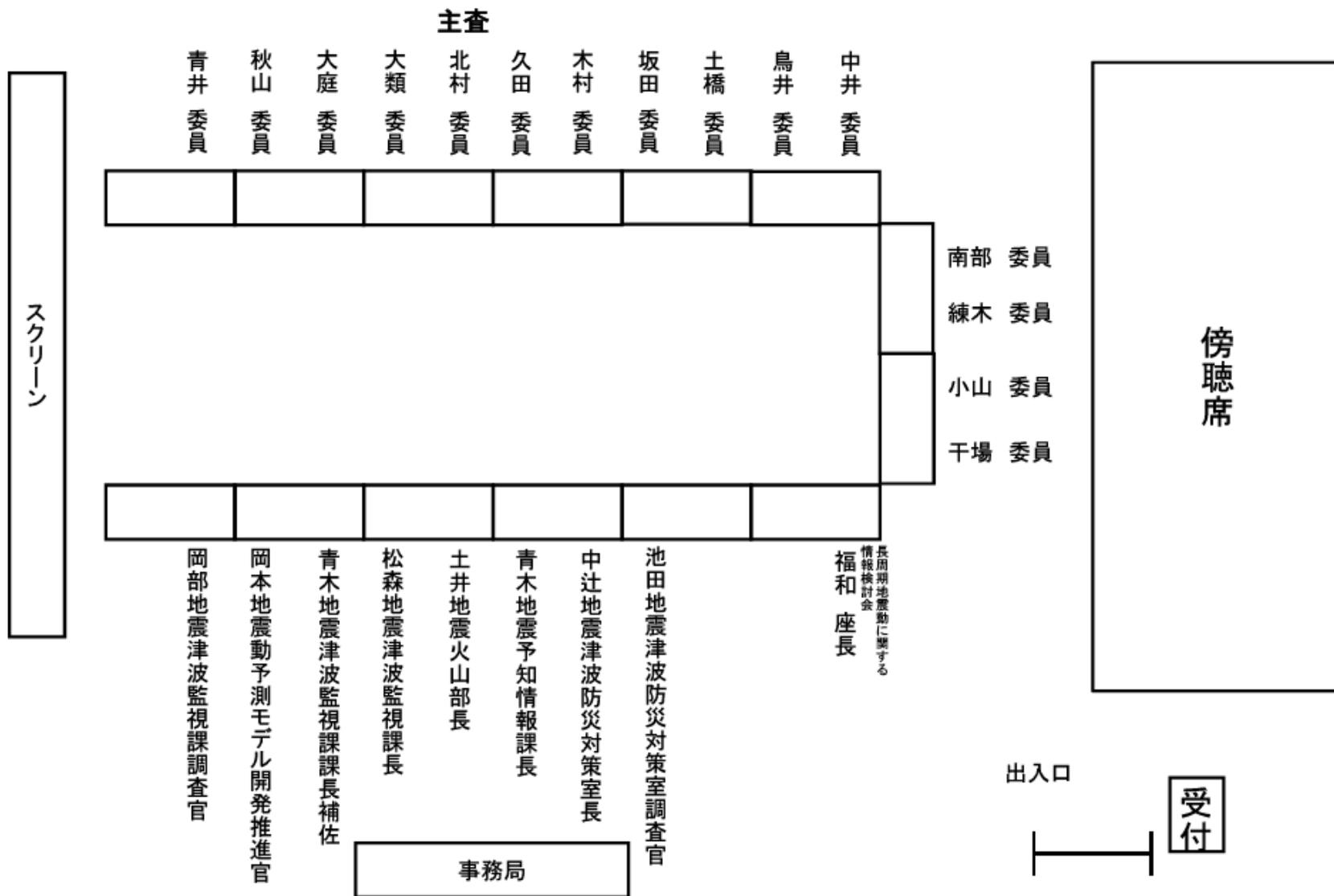
資料 2 - 2 : 多様なニーズに対応する予測情報検討ワーキンググループ報告書(本文)(案)

長周期地震動に関する情報検討会
多様なニーズに対応する予測情報検討ワーキンググループ委員名簿
(:主査、 :主査代理)

- 北村春幸 東京理科大学副学長【長周期地震動に関する情報検討会委員】
- 久田嘉章 工学院大学建築学部教授【長周期地震動に関する情報検討会委員】
- 青井 真 国立研究開発法人防災科学技術研究所
地震津波火山ネットワークセンター長
【長周期地震動に関する情報検討会委員】
- 秋山伸一 伊藤忠テクノソリューションズ(株)科学システム本部
事業企画推進部 エキスパートエンジニア
【長周期地震動に関する情報検討会委員】
- 大庭敏夫 三菱地所(株)ビル運営事業部 ビル安全管理室長
- 大類 哲 鹿島建設(株)建築設計本部 構造設計統括グループ
(先進技術統括) グループリーダー
- 木村雄一 大成建設(株)設計本部 構造計画部長
- 栄 千治 (株)日建設計 エンジニアリング部門 設備設計グループ
エネルギー・情報計画部長
- 坂田幸司 一般社団法人 日本エレベーター協会 部長
- 土橋 徹 森ビル(株)設計部 構造設計部 部長
- 鳥井信吾 (株)日建設計 執行役員 構造設計グループ代表
- 中井俊樹 白山工業(株)防災営業部 部長
- 南部世紀夫 清水建設(株)技術研究所 安全安心技術センター
主任研究員
- 練木道夫 明星電気(株)気象防災事業部 営業部
- 小山 信 国土交通省国土技術政策総合研究所 建築研究部
建築新技術統括研究官
- 森田高市 国土交通省国土技術政策総合研究所 建築研究部
構造基準研究室長
- 干場充之 気象研究所地震津波研究部第三研究室長
- (長周期地震動に関する情報検討会 座長)
福和伸夫 名古屋大学減災連携研究センター長
- (事務局) 気象庁地震火山部管理課地震津波防災対策室及び地震津波監視課

長周期地震動に関する情報検討会

多様なニーズに対応する予測情報検討WG(第5回) 座席表



長周期地震動に関する情報検討会
多様なニーズに対応する予測情報検討ワーキンググループ運営要綱

(目的)

第1条 多様なニーズに対応する予測情報検討ワーキンググループ(以下、「本ワーキンググループ」という。)は多様なニーズに対応する長周期地震動の予測情報について多角的かつ専門的に検討をすることを目的とする。

(任務)

第2条 本ワーキンググループは、次の事項について検討するものとする。

- (1) 多様なニーズに対応する予測のために、建物の構造などを踏まえた予測技術の検討・検証を行う。
- (2) 観測結果の活用も含めた予測情報の利活用促進のため、情報利用者のニーズと予測精度を踏まえた様々な利活用方法の検討を行う。
- (3) リアルタイムでの情報提供における課題を抽出するため、実際に予測情報を試行的に提供し、利活用についての検証を行う。

(本ワーキンググループの構成)

第3条 本ワーキンググループは、学識経験者からなる委員で構成する。

- 2 本ワーキンググループに主査を置く。
- 3 主査は本ワーキンググループの会務を総理する。
- 4 主査は委員の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- 5 主査は、本ワーキンググループの議題等により必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 6 主査が出席できない場合は、主査代理を委員の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- 7 本ワーキンググループは、本ワーキンググループにおける検討結果を長周期地震動に関する情報検討会に報告する。

(資料の公開)

第4条 本ワーキンググループの資料及び議事要旨については、原則として一般に公開する。

- 2 主査は、必要があると認めるときは、本ワーキンググループに諮ったうえで本ワーキンググループの資料及び議事要旨の一部または全部を非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 本ワーキンググループの事務局は、気象庁地震火山部管理課地震津波防災対策室及び地震津波監視課が担当する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの外、本ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、主査が本ワーキンググループに諮って定める。

附則

この要綱の施行期間は、平成29年2月20日からワーキンググループの検討が終了するまでとする。

附則

この要綱は、平成29年3月15日から適用する。